

大阪市工業用水道特定運営事業等 令和 4 年度モニタリング方針（案）

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、令和 4 年度に特に重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和 4 年度に重点的にモニタリングする事項として、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

【手段】

- (A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。
- (B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。
- (C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

【着眼点】

(1) 全体

令和 4 年度は、本事業の開始初年度であることに鑑み、事業計画書及びモニタリング計画等に基づき、要求水準を満たすための運営権者の体制が整備できているか。(B)

- (ア) 人員体制の構築や各種規程類の整備などの業務実施体制
- (イ) セルフモニタリング計画に基づく最大 4 段階のセルフモニタリング体制
(セルフモニタリングの過程で判明した課題等について、継続的に自律改善に取り組むための仕組みを含む)
- (ウ) 事業計画書で定めた業務や、重要目標評価指標（KPI）の達成に向けた各取組に関する進捗管理体制
- (エ) 運営権者が定める「委託業者選定に関する実施要領書」に基づく、下請負や協力会社等の体制
- (オ) 管路等の工事の着実な履行に向けた、市との連携体制及び関係機関との協議・調整等の業務実施体制

(2) 総務・CS部門

【総務（経営）関係】

- (ア) 効率的かつ健全に事業運営するための内部統制体制（取締役会、監査人）が整備され、機能しているか。(B)
- (イ) 運営権者の人材育成（顧客情報の管理等）にかかる研修や、災害時対応にかかる訓練等について、実施計画が立案され、当該計画に沿って実施されているか。(B)
- (ウ) 運営権設定対象施設を研究開発のテストフィールドとして提供する「大阪工水アクセラレートフィールド」の令和5年度からの実施に向けて、必要な準備（募集する技術分野、募集スキーム等の検討・整理）が行われているか。(A) (B)

【CS関係】

- (エ) 調定から料金回収に至る業務プロセスが、マニュアルや関係規程に定められ、これらに沿って履行されているか。(B)
- (オ) 利用料金の調定・収納状況等をシステムにより管理する体制が整備され、未収債権に対して適正な回収策を講じているか。(B)
- (カ) 利用者情報の管理（各種システムの監視、操作権限者・入室許可、外部記憶媒体との接続）についてルールを定め、当該ルールが徹底されているか。(B)
- (キ) 工水需要を喚起するための施策（試験料金プラン、新規開始支援策、営業コンサルティングチームによる営業活動、満足度調査など）が事業計画に基づき実施されているか。また、利用者のフォローアップを迅速かつ丁寧に行うための仕組みが整備されているか。(A) (B)

(3) 浄水部門

- (ア) 浄配水場設備、保守点検、修繕に関し、法令等に準拠した手順書に基づき、業務の履行状況をチェックする仕組みが整備されているか。(B)
- (イ) 鶴見配水場における設備更新工事において、法令上必要な安全措置を講じているか。(B) (C)
- (ウ) 桜宮配水場の配水ポンプへの状態監視装置の設置が完了しており、取得したデータに基づき、設備の状態が適切に把握できているか。(B) (C)

(エ) 維持管理データベースが構築され、日々のデータが体系的に記録される運用になっているか。また、それらのデータが市と共有できる運用になっているか。(B)

(4) 給配水部門

(ア) 突発的な漏水事故等の対応について、実施契約書に定める実施手順（市と運営権者の役割分担等）や緊急連絡体制が従事者に周知され、それに基づき業務を履行する仕組みや、対応実績を踏まえて改善を行う仕組みが整備されているか。(B) (C)

(イ) 運営権者が定めた「管路維持保全の実施手順書」が従事者に周知され、それに基づき業務を履行する仕組みが整備されているか。(B) (C)

(5) 計画・設計部門

(ア) 大規模漏水の未然防止を目的とした管路の状態監視保全の実施にあたり、状態監視手法で得られたデータ（センサー、衛星画像、水量・水圧）の分析が行われているか。また、広域・範囲・箇所探査のプロセスにより把握された地下漏水に対し、管路の重要度に応じた適切な対処（状態監視、修繕、更生、取替等）が行われているか。(A) (B)

(イ) 鶴見配水場における設備更新工事において、各段階における業務※の履行状況並びに必要な書類をチェックする仕組みが整備されているか。(B)

※施工業務は浄水部門

2 実施スケジュール（主なもの）

			確認等の時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(A) 承認・確認	総務・CS 部門	(ウ) アクセラレートフィールド 導入に向けた準備状況			○ R5事業計画	○ 募集スキーム
		(キ) 新規需要喚起策に関する 仕組みの整備状況	○	○	○	○
	計画・設計 部門	(ア) 管路の状態監視保全における分析 等、管路の重要度に応じた対処	○	○	○	○
(B) 記録類の 実地確認	体制の 構築 状況	全体	(ア) 人員・各種規程類等 (イ) セルフモニタリング体制 (ウ) 進捗管理体制 (エ) 外部委託体制 (オ) 市との連携・外部機関との調整合体制	○		
		総務・CS 部門	(ア) 内部統制体制	○		
	個別の 取組 状況	総務・CS 部門	(イ) 研修・訓練等の実施状況			○
		浄水部門	(ウ) 桜宮配水場の配水ポンプの 状態監視の状況		○	
		給配水 部門	(ア) 突発的な漏水事故等対応の実施手順 に基づく業務履行及び改善の仕組み	○		
		計画・設計 部門	(イ) 鶴見配水場更新工事の各段階 におけるチェックする仕組み	○ 設計時		○ 完成時 (工事費積算)
		浄水部門				
(C) 作業や工事等 の完了状況等 の実地確認	浄水部門	(イ) 鶴見配水場更新工事 における安全措置状況			○	
		(エ) 維持管理データベース の構築・入力状況				○




令和5年度 事業計画書			○	
令和5年度 モニタリング方針				○

(参考) 市のモニタリング業務の維持・向上

モニタリング計画や本モニタリング方針に基づき、運営権者が行う業務の品質を確保することと並行して、市側のモニタリング業務の品質についても維持・向上を図る必要がある。そのため、市のモニタリング担当者それぞれが、自らの業務実施手順の理解を深め、より効率的かつ安定的に業務に従事できるよう、所管の業務モニタリングに関連するマニュアル等の契約関係書類の該当箇所について理解を醸成するための研修を実施する。

さらに、モニタリング業務の品質の均一化を図るため、モニタリング担当者間で、指導実績や調整課題等について情報共有を行うルールを定め、これを運用・改善していく。